

第33回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

議 題 「地域で支える成年後見制度」

1 開催日時

平成29年7月18日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 委員

井川哲雄，諫山邦子，伊藤靖代，河井龍子，北山幸徳，小暮輝信，小林謙介，
佐藤秀昭，登石郁朗，中川潤一，本川敬一（50音順・敬称略）

(2) 説明者

井上雅敬（釧路市権利擁護成年後見センター長）

秋元卓雄（首席家庭裁判所調査官）

村上啓司（家庭裁判所首席書記官）

井川雅寛（家庭裁判所事務局長）

(3) 庶務

石田正人（地方裁判所事務局総務課長），新井啓介（地方裁判所事務局総務
課課長補佐），水島康雅（地方裁判所事務局総務課庶務係長）

4 議事概要

(1) 新委員紹介及び挨拶

新たに家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され，
それぞれ挨拶をした。

(2) 委員長代理の指名

登石委員長が，小林謙介委員を家庭裁判所委員会委員長代理に指名した。

- (3) 釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会委員の委員名簿を裁判所ウェブサイトに掲載することについて、全会一致により承認を得た。
- (4) 裁判所からの説明等
裁判所から、成年後見制度の現状等についての説明を行った。
- (5) 釧路市からの説明等
釧路市権利擁護成年後見センター長から、釧路市における市民後見人の育成等の状況の説明を受けた。
- (5) 質疑応答及び意見交換
地域で支える成年後見制度について、質疑応答及び意見交換を行った（質疑応答及び意見交換の要旨は、別紙「発言要旨」のとおり）。
- (6) 次回開催日時及び議題
平成30年2月9日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
議題 女性職員の活躍について
(地方裁判所委員会と合同開催)

(別 紙)

発言要旨

委員長： 日頃の状況から、成年後見制度は、国民に広く知られていると感じるか。制度を知らないために困っている人と接したり、同人から相談を受けたりしたことはあるか。

委員： 相談を受けたことはないが、近所では一人暮らしの高齢者が多く、そのような人がどこに相談をすればよいのか分からないのではないかと考えたことはある。

委員： 私の近所でも一人暮らしの高齢者が多く、どこに相談に行けばよいのか分かっていないと思う。相談窓口を町内会報などで周知するとよいと思う。

説明者（釧路市権利擁護成年後見センター長（以下「説明者」という。））：

釧路市権利擁護成年後見センターでは、現在、市民後見フォーラムを年1回開催したり、講師を町内会などに派遣したりするなど地域住民への周知を行っている。

委員長： 市民後見人がどのように活動されているか、お聞かせいただきたい。

委員： 市民後見人の活動の情報ではないが、日常生活に困っている人がいた場合、地域の中で考えると、最初は民生委員が携わることになると思う。そのような場合、民生委員として、日常的な支援だけでなく、同人の財産の管理も心配になるので、包括支援センターと連携して、同センターに情報を提供している。さらに、市民後見人の講座を受講する民生委員もおり、民生委員も成年後見制度の一端を担っている。

委員長： 民生委員の中で市民後見人になろうと思う方は、身近に市民後見人がいるからか。

委員： 市民後見人が身近にいる場合もあるが、民生委員の職責を行う上で市民後見人になることが必要だと考えた人もいると思う。

委員： 成年後見制度が必要な人に対する地域の住民の見守る目線が増えれば、関係機関と連携して、早期に支援ができるのではないかと考えている。現在、医療制度及び介護保険制度も、地域から同制度を支える方向であるので、それを考えると、関係機関の支援と地域での見守りの目線があることによって、地域での生活が成り立つのではないかと思う。そうすると成年後見制度においても、市民後見人が、地域での生活を支える第一人者となると思う。

委員： 釧路町でも、認知症や一人暮らしの高齢者からの相談が増えてきている。専門職が成年後見人となることも限界があり、今後、成年後見制度の利用が増加することを考えると、やはり市民後見人の育成が必要である。そのため、釧路町でも平成26年から町民後見人養成講座を行っている。平成28年までに、講座修了者18名、名簿掲載者は10名、受任件数は5件となっている。釧路市と同様に被後見人1名に対し2名の後見人を選任してもらっている。同講座修了者数に対して、名簿掲載者数はその半数であること、成年後見人を必要とする人はまだ多いことから、さらなる町民後見人の育成及び制度の周知が課題であると考えている。

委員長： 釧路市において成年後見センターの現在に至るまでの経緯などがあれば、お聞かせ願いたい。

説明者： 同センターを立ち上げる際に、他の都市、とりわけ東京都品川区のセンターを参考にした。当時の同区の成年後見人の担い手は、NPO、法人及び個人と様々であったが、地域と専門職が密接につながっている背景があり、「この案件は、弁護士にお願いしよう。」というような円滑な調整を行っていたと聞いている。釧路市では、すぐにそのような調整を行うことができなかったが、それまで担当職員が後見人候補者の選定

や調整を行っていたところ、成年後見審査会を立ち上げ、同会の中で、専門職の意見を伺いながら、市民後見人受任案件への振り分けを検討するなどの態勢を作ることができた。

委員： 釧路町でも、釧路市の成年後見審査会のように、町民後見人受任案件への振り分けを検討する選考会がある。選考会に専門職は参加しておらず、福祉部門の職員で構成されている。振り分けは、主に事務局で行っているが、判断に迷う案件は選考会に諮っている。

委員長： 専門職を後見人に選任する場合、裁判所が後見人候補者を選定し、選任しているところであるが、例えば釧路市の成年後見審査会にあらかじめ専門職団体の成年後見人候補者名簿を提出しておき、同審査会の中で専門職後見人を選定することは可能か。

説明者： 具体的に検討していないので、可能かどうかは申し上げられないが、専門職団体を含めて検討していく必要があると思う。

委員： 弁護士会にも成年後見人の候補者名簿があるが、選定方法が決まっておらず、今後は、候補者の選定をどのように行うのか検討し、仕組みを構築する必要があると思う。

委員： 市民後見人養成講座修了者数に対して、名簿掲載者数はその半数であると聞いたが、その原因が分かれば教えてほしい。

説明者： 市民後見人になるために受講したのではなく、勉強したいために受講した者がいたからだと思う。また、市民後見人になることの負担が大きいと感じた者もいると思う。実際に不安を述べる者もいた。市民後見人を受任する際も、不安を感じないで受任する候補者と、自分のライフスタイルと合致するかなど条件を細かく確認する候補者に分かれることが多い。そのため市民後見人の負担を極力減らすために、例えば、市民後見人を2名選定する際、就労している市民後見人には無職の市民後見人を、経験が浅い市民後見人には経験豊富な市民後見人を選定するなど配慮している。また、市民後見人になることに躊躇する受講者に対しては、

平成27年から開始している法人後見人の支援員の職務を紹介している。

委員： 法人後見人の支援員は、どのように選んでいるのか。

説明者： 市民後見人の候補者名簿の中から支援員を選ぶ仕組みとなっている。

現在、5件受任しており、5名の支援員が職務を行っている。最終的な金銭管理は法人後見人の専門職員が行っているが、預金の引出しは支援員が行っている。

委員： 罪を犯した者に責任能力がない場合、不起訴になり、医療観察の申立てが行われることが多いが、そのような人にも、成年後見制度につながる仕組みが必要になるのではないかと思う。また、責任能力は少なからずあるものの、浪費が激しくて金銭管理ができず、その結果罪を犯してしまう人もいるので、そのような人にも同様に必要があると思う。

以上